

知っ得! 税金あれこれ

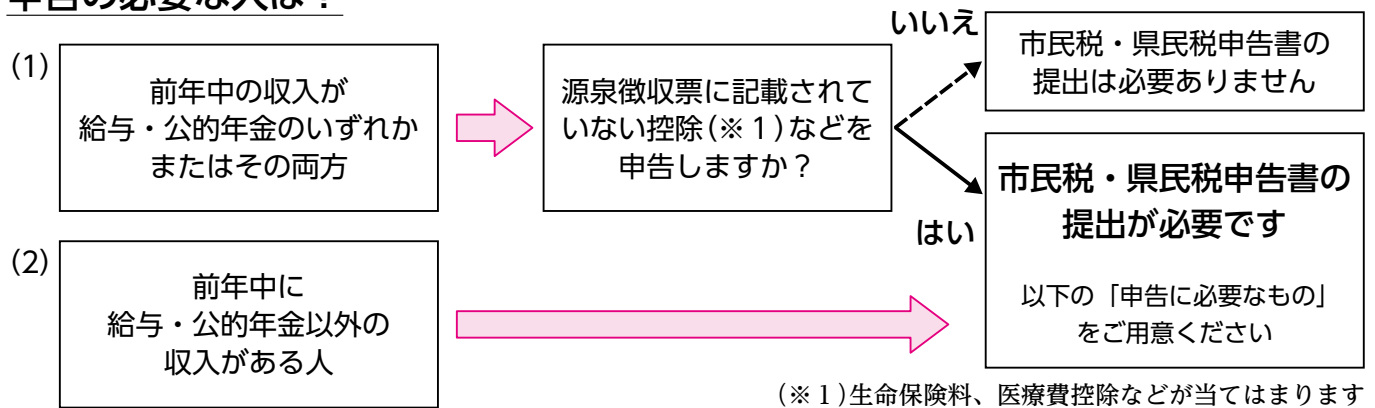
なっ得!

市民税・県民税

○市民税・県民税の申告について

市民税・県民税は、1月1日から12月31日までの1年間の所得に対して翌年に課税されます。そのため、収入・必要経費および所得控除について、毎年3月15日までに賦課期日（1月1日）現在における住所地の市区町村へ申告していただく必要があります。なお、所得税の確定申告書を税務署へ提出した人は改めて市民税・県民税申告書を提出する必要はありません。

申告の必要な人は？



申告に必要なもの

- 本人確認書類
- 下の表のうち、ご自身の申告内容に合わせてご用意ください
※表にない控除を受けようとする人は市民税課までお問い合わせください

①営業等・農業・不動産所得がある	総収入金額および必要経費の内訳を記載した市民税・県民税申告書または収支内訳書
②給与・年金所得又は報酬・配当所得などがある	それぞれの支払明細書、源泉徴収票など
③社会保険料控除を受けようとする	各種健康保険料や介護保険料、国民年金保険料などの証明書または領収書
④生命保険・地震保険料控除を受けようとする	生命保険・損害保険会社などから発行された証明書
⑤配偶者特別控除を受けようとする	配偶者の所得を確認できるもの
⑥障害者控除を受けようとする	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、65歳以上の人で障害者に準ずるとして高齢福祉課が発行した「障害者控除対象者認定書」など
⑦医療費控除を受けようとする 〔令和5年中に支払った医療費の合計が10万円または所得金額の5%（どちらか少ない額）を超えた場合〕	<ul style="list-style-type: none"> 医療費控除の明細書 医療費通知（医療費のお知らせ）（※2） （※2）医療費通知を添付し、明細の記載を省略する場合に限りです 各種証明書など（おむつ証明書など）

目次	■ 市民税・県民税	1～2
	■ 固定資産税・都市計画税	2～4
	■ 軽自動車税	5
	■ 事業所税	5
	■ 納税	6

この記事は、令和5年12月1日現在の地方税法の規定などに基づいて作成しています

広報 **よっかいち**
yokkaichi

令和5年12月下旬別冊

市民税・県民税

○上場株式等に係る所得の課税方式の選択の取り扱いについて

令和4年度税制改正により、令和6年度（令和5年分確定申告）以降の市民税・県民税については、所得税と課税方式を一致させることとなりました。このことにより、所得税と市民税・県民税で異なる課税方式を選択することができなくなります。

※選択する課税方式によっては扶養控除や配偶者控除の適用、非課税判定、国民健康保険料や、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定、各種行政サービスを受ける際に影響が出る場合があります。

○森林環境税(国税)の導入について

森林環境税とは、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止などを図るための森林環境整備などに必要な地方財源を安定的に確保する目的で、令和元年度税制改正により創設された国税です。森林環境税は令和6年度から、個人に対して一人年額1,000円が課税され、市民税・県民税均等割と併せて市が徴収します。令和5年度まで年額1,000円賦課徴収していた臨時特例措置（※3）が終了することから、個人市民税・県民税均等割と森林環境税を合わせた税額は、令和6年度以降も変わりません。詳細は、右の二次元コードからホームページをご覧ください。



「森林環境税及び
森林環境譲与税
(外部サイト)」

総務省HP



林野庁HP



(※3)「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」に基づく

●この記事についてのお問い合わせ・ご意見は

市民税課 市民税第1・第2係 ☎354-8132 FAX 354-8309

✉shiminzei@city.yokkaichi.mie.jp

固定資産税

令和6年度は「評価替え」年度です

令和6年度は、土地・家屋の評価額を見直す、「評価替え」年度に当たります。前回の令和3年度「評価替え」から3年間の資産価格の変動に対応し、適正な価格に見直すために行います。

「評価替え」については、「広報よっかいち」3月下旬号で詳しくお伝えします。

＜土地＞

土地の税額決定までの過程

①土地の評価額を決定

固定資産税を課税するための土地の価格を「評価額」といいます。評価額は国土交通省や三重県が公表する「地価公示価格」や「地価調査価格」の7割をめどに決定します。

②課税標準額を決定

評価額に対して、住宅用地に対する特例等（※4）を行い、課税標準額（税額を計算する基の額）を決定します。

③税額を計算

①②から算出された課税標準額に税率を乗じて税額を計算します。

$$\text{土地の税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率} \left[\begin{array}{l} \text{固定資産税} \quad 1.4\% \\ \text{都市計画税} \quad 0.2\% \end{array} \right]$$

(※4)住宅用地に対する特例・・・毎年1月1日現在において、土地を住宅の敷地として利用している場合は、特例(軽減)措置が適用されます

●この記事についてのお問い合わせ・ご意見は

資産税課 土地係

☎354-8134 FAX 354-8309

固定資産税

<家 屋>



どんな建物に固定資産税がかかるのですか？

①土地に定着し ②屋根があって壁や建具などに囲まれており ③天井の高さが1.5メートル以上ある建物が対象になります。

居宅に限らず、条件を満たせば車庫や倉庫、サンルームなども課税対象になります。



市内に分譲マンションを所有しています。家屋の課税床面積が登記上の床面積と異なるのは、なぜですか？

分譲マンションは、各個人の部屋などの「専有部分」と、屋内階段やエレベーター、集会室などの「共用部分」に分かれています。

固定資産税の課税床面積には「共用部分（専有部分の持ち分に応じて面積を^{あん}按分したもの）」も含まれるため、「専有部分」のみが対象となる登記上の床面積とは異なることとなります。

下記の改修工事を行った住宅は固定資産税が減額されます

	耐震改修工事	バリアフリー改修工事	省エネ改修工事
対象物件	昭和57年1月1日以前に建てられた住宅	新築された日から10年以上を経過した住宅（賃貸住宅を除く）	平成26年4月1日以前に建てられた住宅（賃貸住宅を除く）
		※延床面積50㎡以上280㎡以下、併用住宅の場合は住宅部分が1/2以上	
手続き要件	<ul style="list-style-type: none"> ●建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合した改修工事であること 	<ul style="list-style-type: none"> ●次のいずれかに該当する人が居住する住宅であること <ul style="list-style-type: none"> ①65歳以上の人 ②介護保険法の要介護もしくは要支援の認定を受けている人 ③障害のある人 ●次のいずれかの工事を行うこと <ul style="list-style-type: none"> ①廊下の拡幅 ②床の段差解消 ③浴室の改良 ④扉の改良 ⑤便所の改良 ⑥床の滑り止め ⑦手すりの取り付け ⑧階段の勾配の緩和 	<ul style="list-style-type: none"> ●次の工事のうち、①を含む工事を行うこと <ul style="list-style-type: none"> ①窓の断熱改修 ②床の断熱改修 ③天井の断熱改修 ④壁の断熱改修 ※改修工事により現行の省エネ基準に適合することが必要
	一戸あたりの工事費（補助金などをもって充てる部分は除く）が50万円を超える場合に適用されます		
	改修後3カ月以内に減額申告書の提出が必要です		
減額内容	<p style="text-align: center;">1/2を減額</p> 工事が完了した年の翌年度1回限り。一戸あたり120㎡相当分まで ※通行障害既存耐震不適格建築物に該当するものは、翌年度から2年間減額	<p style="text-align: center;">1/3を減額</p> 工事が完了した年の翌年度1回限り。一戸あたり100㎡相当分まで ※バリアフリー改修工事と省エネ改修工事の減額のみ、重複可能	<p style="text-align: center;">1/3を減額</p> 工事が完了した年の翌年度1回限り。一戸あたり120㎡相当分まで

- 耐震改修・省エネ改修により長期優良住宅に該当することとなった家屋については、必要書類・減額範囲などが異なります
- 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に掲げる要安全確認計画記載建築物、または要緊急安全確認大規模建築物に該当し、耐震改修をされた家屋に対しても固定資産税の減額が適用されます
- その他要件や申請方法など、詳しくは資産税課家屋係までお問い合わせください

固定資産税

<償却資産>

事業主やアパートの経営をしている人は 償却資産の申告をお願いします

法人や個人で、工場や店舗などを経営している人、アパートや駐車場を貸し付けている人などが、その事業のために所有している土地・家屋以外の事業用資産を「償却資産」といい、固定資産税の課税対象となります。

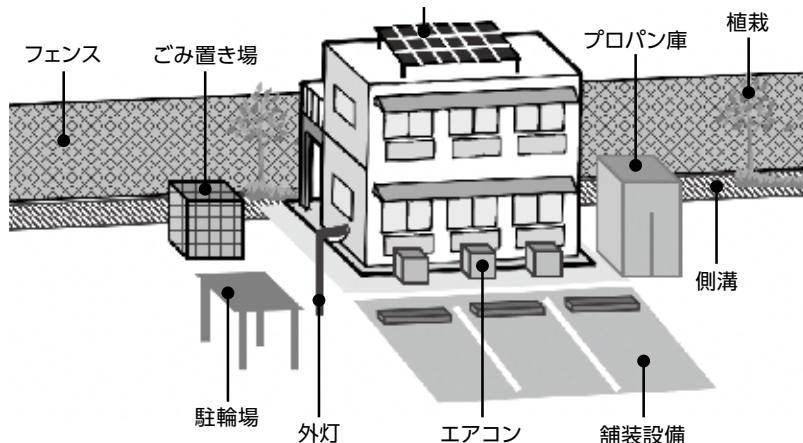
令和6年1月1日現在、市内に「償却資産」を所有している人は、令和6年1月31日までに申告をお願いします（eLTAXによる申告も可能です）。

なお、昨年度申告した人には、12月中旬に「申告書」と「申告の手引き」を送付しました。

【例】共同住宅の主な償却資産

（建物は家屋として課税されるため、償却資産の対象外です）

ソーラーパネル（建材型でないもの）



●この記事についてのお問い合わせ・ご意見は

資産税課 管理償却資産係 ☎354-8139 FAX 354-8309

都市計画税

都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理事業に必要な費用に充てるため課税されるものです。

都市計画事業とは …「都市計画施設」の整備に関する事業および市街地開発事業をいいます。

都市計画施設とは、道路などの交通施設や公園、上下水道施設、ごみ焼却場など、都市になくってはならない施設です

課税対象資産 …都市計画法による都市計画区域のうち、原則として市街化区域内に所在する土地および家屋です

納税義務者 …該当する土地または家屋の所有者です

税額の計算方法 …課税標準額^(※)×0.2%（税率）

※該当年度の価格（評価額）が原則として課税標準額となります。ただし、土地については負担調整措置や住宅用地の特例などに該当する場合は異なります

納税の方法 …固定資産税と併せて納めていただくことになっています

●市ホームページでもご覧いただけます（トップページの「市民の方へ」から「税金」→「固定資産税・都市計画税」をクリック）

●この記事についてのお問い合わせ・ご意見は

資産税課 土地係

☎354-8134 FAX 354-8309

家屋係

☎354-8135 FAX 354-8309

✉ shisanzei@city.yokkaichi.mie.jp

軽自動車税（種別割）

種別割は4月1日現在の所有者にかかる税金です

種別割は、毎年4月1日現在に軽自動車やバイクなどを所有する人に対して課税されます。普通自動車と異なり、月割課税制度はありません。例えば5月に廃車や名義変更の手続きをしても、4月1日に所有していれば、その年度分は全額納めていただくことになります。そのため、車両の譲渡や廃車など登録状況に変更があったときは、速やかに登録変更手続きをしてください。登録変更は車種により手続き場所や方法が異なりますので、詳しくは市ホームページ（[HP](http://1001000000584) 1001000000584）をご覧ください。



Q&A

Q 原動機付自転車を市内の人に譲った場合はどうしたらいいの？

A 市民税課窓口にお越しいただく必要があります。その際、譲渡証明書・来庁者の本人確認書類・前所有者の標識交付証明書が必要です

Q 道路を走らない農耕作業車やフォークリフトにも税金はかかるの？

A 道路の走行の有無に関わらず、課税されます。所有者になった時点で申告をし、ナンバープレートを車体に取り付けてください

●市ホームページでもご覧いただけます（トップページの「市民の方へ」から「税金」→「軽自動車税」をクリック）

●この記事についてのお問い合わせ・ご意見は

市民税課 諸税係

☎354-8133 FAX 354-8309

✉shiminzei@city.yokkaichi.mie.jp

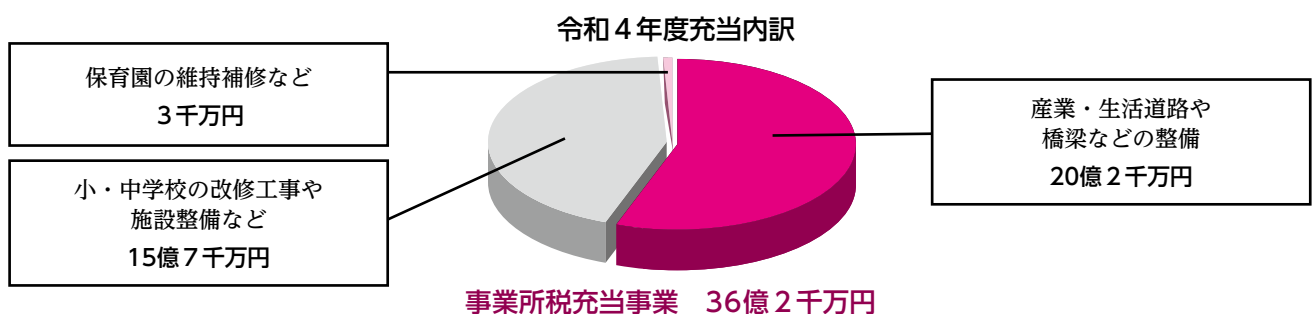
事業所税

事業所税とは …事業所税は、都市環境の整備や改善に必要な費用に充てるために設けられた目的税です。人口30万人以上で政令により指定された都市などで課税されています

事業所税のしくみ …事業所税には「資産割」と「従業者割」の2種類があります

	資産割	従業者割
納税義務者	市内の事業所等の合計床面積が1,000㎡を超える事業者	市内の事業所等の従業者数合計が100人を超える事業者
課税標準	市内にある事業所等の床面積	従業者（役員を含む）への支払給与総額
税率	床面積1㎡につき600円	従業者への支払給与総額の0.25%
申告方法	申告納付（eLTAXによる申告も可能です）	
申告（納付）期限	法人	事業年度終了の日から2カ月以内
	個人	事業を行った年の翌年の3月15日まで

事業所税の用途 …事業所税は、次のような事業に充当され、皆さんの暮らしに役立てられています



●市ホームページでもご覧いただけます（トップページの「市民の方へ」から「税金」→「事業所税」をクリック）

●この記事についてのお問い合わせ・ご意見は

市民税課 諸税係

☎354-8133 FAX 354-8309

✉shiminzei@city.yokkaichi.mie.jp

市税は納期限までに納付してください

納期限までに下記の納付方法で納付してください。

◆窓口での納付

納付書をお持ちのうえ、次の場所で納付ができます。

- ・市指定金融機関、郵便局
- ・各地区市民センター（中部を除く）
- ・市民窓口サービスセンター（近鉄四日市駅高架下）
- ・収納推進課（市役所2階 5番窓口）

◆コンビニエンスストアなどでの納付

コンビニ納税用のバーコード表示がある納付書（30万円以下）は、納期限までであれば納付書に記載のコンビニエンスストアでも納付できます。また、バーコードを読み取って一部のスマートフォン決済アプリでも納付できます〔軽自動車税（種別割）を除く〕。

◆地方税お支払サイト（QRコード）での納付

QRコード記載の納付書は、全国のQRコード対応金融機関、郵便局の窓口での納付や、スマートフォンやパソコンから電子決済（スマートフォンアプリ、クレジットカード、インターネットバンキングなど）でも納付できます。詳しくは『地方税お支払サイト』のホームページをご覧ください。

- ★コンビニエンスストアでの納付や、スマートフォンなどでの電子納付は、納期限を過ぎたとき、金額を訂正したとき、バーコード・QRコードが読み取れないときは、使用できません
- ★窓口やコンビニエンスストア以外での納付の場合、領収証書は発行されません
- ★QRコードを利用した電子決済の場合、手数料がかかることがあります

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です

納税が困難なときは早めのご相談を

災害・病気などにより納期限までに納付が困難な場合は、早めに収納推進課までご相談ください。一定期間納税を猶予する制度や分割で納付する方法があります。

市税を滞納すると・・・

市では、納期限を経過しても納付されない納税義務者に対して督促状を送付するなど、できるだけ早い時期の納付をお願いしています。

それでも納付されない場合には、納期限までに納付された人との公平性を保つため、延滞金を加算したり、給与や預貯金、不動産などの財産を差し押さえたりすることになります。

- 市ホームページでもご覧いただけます
（トップページの「市民の方へ」から「税金」→「納税」をクリック）
- この記事についてのお問い合わせ・ご意見は

収納推進課 管理係

☎354-8141 FAX 354-8309

✉syuunousuishin@city.yokkaichi.mie.jp

納税は 便利で安心な口座振替 をご利用ください！

ご指定の預貯金口座から各納期限の日に、自動的に振り替えるので、納付の手間が省けます。

振替可能な 税の種類	市民税・県民税（普通徴収） 軽自動車税（種別割） 固定資産税・都市計画税
必要なもの	納税通知書、通帳、通帳の届け出印
手続き場所	口座振替取扱金融機関の窓口 または郵便局の窓口 ※申込用紙は市内店舗の窓口にあります。 申込用紙の郵送をご希望の場合は、収納推進課までご連絡ください

◎ご注意

- ★手続きが完了するまでには約1カ月必要です。余裕を持って早めに手続きしてください
- ★振替通知や領収証書の発行はありません
- ★固定資産や軽自動車の所有者変更、課税が長期間されなかった場合は、新しく申し込み手続きが必要になります
- ※詳しくは、市ホームページ(左下参照)をご確認ください

夜間・日曜窓口を開設

平日の昼間に納付や相談に来られない人はご利用ください

夜間窓口

時 平日19：30まで
（ただし、水曜日および
年末年始は除く）

所 収納推進課
（市役所2階 5番窓口）

日曜窓口

時 毎月最終日曜日
（ただし12月は17日）
10：00～16：00

所 収納推進課
（市役所2階 5番窓口）

※夜間窓口、日曜窓口ともに市役所地階の
夜間休日受付へお越しください

納期限は納税通知書のほか、市ホームページや「広報よっかいち」でお知らせしているよ

